



年金制度改革に関する提言

1999年3月

社団法人 関西経済同友会
経済政策委員会

年金制度改革に関する提言<ポイント>

平成11年3月
関西経済同友会
経済政策委員会

1. はじめに

98/9/17当委員会にて「簡明・公正・柔軟で自助努力に基づく年金制度」を目指す改革案公表

- ・年金審議会 (98/10) 税方式・積立方式の見直しは先送り 拠出・給付のバランス合わせのみ
 - ・厚生省案 (99/2) 給付抑制策を提示 国庫負担引上げ(1/3 → 1/2)を盛り込む、抜本改革は示さず
 - ・経済戦略会議(99/2) 報酬比例部分の30年後完全民営化等、当委員会とほぼ同趣旨の最終報告
- 今般、公的年金の性格の明確化及び私的年金を含めた年金制度全体のビジョンを提示するため、より具体的な実施案を提言

2. 年金改革の必要性

【環境変化】

- ・少子高齢化への加速度的進展
- ・就業形態・雇用慣行の変化
- ・ライフスタイルの多様化

【現行制度の問題点】

- ・不公平(未納・未加入者問題等)
- ・複雑な制度
- ・積立不足(報酬比例部分350兆円)

- 年金制度に対する不信感 ●老後への不安醸成 ●個人消費抑制

3. 年金制度改革の基本的考え方

～Simple, Fair, Flexible, Self-help～

- ①高齢者に対するセーフティ・ネットの確保(年金制度に対する不信感、老後の不安感の払拭)
- ②個人の自助努力、企業の創意工夫を支援
- ③経済構造の改革に寄与(経済グローバル化や情報通信革命のなかで労働力の効果的再配分)

4. 公的年金制度改革の方向

	基礎年金	報酬比例部分
目的	国民全員に最低限の生活を保障	自助努力による給付
官民分担	公的年金	民営化(代行部分の返上も含め)
財政方式	賦課方式	積立方式
徴収方法	税方式(間接税)	社会保険方式

- ①基礎年金部分...最低限(ナショナル・ミニマム)の水準に限定(セーフティ・ネットとしての役割)
 - ・給付金額(現行) 夫婦130,000円/月
(改革案) 以下3点を勘案し、現行レベル維持
 - ・生計費レベル(130,000円で娯楽・交通通信を除く衣食住+保険・医療をカバー)
 - ・生活保護との比較(大都市圏夫婦150,000円/月だが資産制限等あり)
 - ・国際比較(賃金比) (スウェーデン28%、イギリス35%、日本35%)
 - ・受給権 (現行) 25年間拠出で受給権発生、40年間拠出で満額受給可能
(改革案) 10年間居住 " "、40年間居住 " "
- ②報酬比例部分...民営化 数十年かけて賦課方式から積立方式へ移行、その間賦課方式による年金拠出額を毎年徐々に削減、同時に自己積立額を累積させ、「二重の負担」を一挙に顕在化させることなく積立方式への移行を図る

5. 私的年金制度改革の方向

- ・高度経済成長の終焉
- ・グローバル経済化

企業収益低下、運用利回り低下(利差損)
倒産リスク上昇→雇用の流動化、受給権保護必要性
国際会計基準 → 企業年金の財政状況がより直接的に反映

確定給付型年金のみではもはや対応できない

確定拠出型年金の導入

～選択肢拡大 自由な制度設計～

- ①個人勘定の設定
(ポータビリティ確保)
- ②日本版エリサ法(企業年金基本法)制定
 - ・情報開示
 - ・財政検証
 - ・外部拠出制度
 - ・受託者責任、従業員教育
 - ・【不要】支払保証制度

統一的税制の確立

- ①共通税制の設定～給付形態、基本設計等による取扱差異の撤廃～
- ②拠出時・積立時(運用益、積立金共)非課税、受給時課税に税制を統一
- ③平等の確保(「公的年金等控除」の廃止)

保有株式を活用した積立不足解消策

- ・退職給付に係る新会計基準の導入(2001/3)を目前に、企業の積立不足顕在化
- ・企業保有株式を年金資産として活用する制度の導入必要 ①直入方式 ②信託方式

6. その他の課題

- ①制度選択における官民不平等回避
 - ・民間の倒産リスクの上昇、リスクフリーとしての公務員志向の上昇の中で、過度の安定志向、官の肥大をもたらさないよう、官民間の不平等を是正する制度間調整が必要
- ②他社会保障制度との整合性
 - ・年金・医療・介護等の分野で制度間調整が必要
- ③国民的合意の確保
 - ・制度改革に関する情報の徹底的開示と、社会保障や財政改革も含んだ長期的・総合的なビジョンの提示が必要

7. おわりに～活力ある豊かな社会の実現に向けて～

国の役割縮小・民営化(市場原理の導入)・規制緩和・税制改革

自己責任意識の徹底

- ・サービスメニューの拡大(確定拠出型年金、複合型保険等)
- ・関連ビジネス市場の拡大(年金運用コンサルティング等)
- ・情報通信産業(インターネット等)との連携による新市場創出
- ・国際会計基準導入に伴う資本市場の透明性・信頼度アップ
- ・年金民営化による金融市場活性化

働ける人が
気持ちよく働ける社会
・雇用機会の拡大
・高齢者再教育

高齢者対象の市場創出(介護制度の導入)

活力ある豊かな社会

目 次

<u>1. はじめに</u>	2
<u>2. 年金改革の必要性</u>	2
2－1. 経済社会の構造変化 (a) 少子高齢化の加速度的進展 (b) 就業形態・雇用慣行の変化 (c) ライフスタイルの多様化	
2－2. 現行年金制度の問題点	
<u>3. 年金制度改革の基本的考え方</u>	4
3－1. 高齢者に対するセーフティ・ネットの確保	
3－2. 個人の自助努力、企業の創意工夫を支援	
3－3. 経済構造改革に寄与	
<u>4. 公的年金制度改革の方向</u>	5
4－1. 基礎年金部分の改革 (a) 公的年金機能の明確化 (b) 財源方式の変更 (c) ナショナル・ミニマムの水準 (d) 受給権取得の要件	
4－2. 報酬比例部分の改革 (a) 積立方式への移行 (b) 民営化への移行	
<u>5. 私的年金制度改革の方向</u>	8
5－1. 私的年金制度を取り巻く環境変化	
5－2. 確定拠出型年金の導入	
5－3. 「日本版エリサ法(企業年金の基本法)」の制定 (a) 情報開示 (b) 財政検証 (c) 外部拠出制度 (d) 受託者責任 (e) 支払保証制度 (f) その他	
5－4. 保有株式の活用による積立不足補填	
5－5. 統一的税制の確立 (a) 共通税制の設定 (b) 拠出・積立時非課税、受給時課税に統一 (c) 世代間の公平性確保	
<u>6. その他の課題</u>	12
6－1. 制度選択における官民不公平回避	
6－2. 他社会保障制度との整合性	
6－3. 国民的合意の確保	
<u>7. おわりにー活力ある豊かな社会の実現に向けてー</u>	13

1. はじめに

当委員会では、昨年 9 月、「簡明・公正・柔軟で自助努力に基づく年金制度の構築」を目指す『年金改革に関する意見書』を取り纏めた。その中では、公的年金の基礎年金への特化・税方式(間接税)化、報酬比例部分の民営化・積立方式への移行等、公的年金制度改革の方向を示すと共に、私的年金についても、確定拠出型年金の導入を中心とする選択肢の拡大、ポータビリティの確保、年金税制の改革を中心とした私的年金制度の充実の必要性について提言した。

年金制度改革については、本年 2 月に「経済戦略会議最終報告」において、ほぼ当委員会と同趣旨で、年金制度の抜本的改革について提言がなされた(資料 1)。一方、厚生省の「年金改革案大綱(1999年 2 月)」においては、給付水準引下げ、賃金スライド凍結、在職老齢年金適用年齢の引上げ、総報酬制採用の他、基礎年金部分の国庫負担比率引き上げ等の改革案が示されたが、いずれも現行制度をベースとするものであり、官民分担の見直し、公的年金の財政方式・保険料徴収方法の見直し等の抜本的改革案は示されなかった。現在、「年金改革案大綱」にもとづき、99年度公的年金制度改革のための立法作業が進んでいるが、今回改正で見送られた年金制度全体の抜本的改革案について、5年後の財政再計算を待たず、早急に検討に着手し改革の具体策を実行していくべきと考える。そこで、当委員会では、昨年 9 月の提言を発展させ、公的年金のみならず私的年金を含めた年金制度全体のビジョンについての意見をとりまとめた。

2. 年金改革の必要性

2-1. 経済社会の構造変化

(a) 少子高齢化の加速度的進展

わが国経済社会は、経済の成長力が急速に鈍化する一方で、少子化の進行に歯止めがかからず、高齢化が世界に類を見ないスピードで進展し、65歳以上の人口割合は、1995年の15%から、30年後の2025年には27%と、欧米先進国をはるかに凌駕する水準に達するとの試算もなされている(資料 2, 3)。

このような高齢者比率の上昇は、国民負担率(税+社会保険料を国民所得で除した比率)の急激な上昇をもたらすことになる。すなわち、現行の社会保障制度を継続した場合、

国民負担率は1995年の37%から2025年には52%と50%を超え、財政赤字を加えた潜在国民負担率は73%に達すると試算されており、事実上、日本の家計は破綻することになる(資料 4)。

(b)就業形態・雇用慣行の変化

少子高齢化の加速度的進展および低経済成長期の到来は、長期的雇用関係および年功賃金を特徴とする従来の就業形態・雇用関係に変化をもたらし始めている。すなわち、賃金カーブのフラット化、生産性や技能ベースでの賃金水準の設定、雇用の流動化・スポット化等が進展している。

(c)ライフスタイルの多様化

わが国経済社会の変化は、個人のライフスタイルの面でも、公的年金制度設立時には想定し得なかった変化をもたらし、今後もますます多様化していくことが予想される。主婦の就業を含む女性の社会進出、終身雇用を前提とした「就社」から転職も意識した「就職」への考え方の変化、人材派遣等の職種拡大による新しい働き方の登場、高齢者の就業等に対して、現行公的年金制度は必ずしも対応できていない。

2-2. 現行年金制度の問題点

以上のような状況に加え、現行の年金制度には、①不公平（国民年金対象者の約3分の1が未納・未加入・免除など）、②複雑な仕組み（国民年金、厚生年金、共済年金、私的年金等多岐にわたる）、③積立不足（報酬比例部分で350兆円の積立不足、最近の試算では380兆円）等の問題が内在している。

さらに現在、わが国経済は戦後最悪といわれる不況に直面しているが、年金制度に対する不信感が老後への不安を醸成し、個人消費を抑制していることも不況の一因となっている。

3. 年金制度改革の基本的考え方

現在の不況を打破し、来るべき21世紀において、わが国が豊かで活力ある経済社会を築くためには、公的年金の性格の明確化と、私的年金を含めた、長期的に持続可能な信頼のおける年金制度全体のビジョンを示し、早急に制度改革に着手することが求められる。

当委員会では、本来国民一人ひとりのものである年金制度について、「シンプル」「フェア」「フレキシブル」「自助努力を促進(セルフヘルプ)」の基本理念の下に、将来のあるべき姿を早急に検討し、21世紀の高齢化社会の支えとなる制度として再構築するべきであるとする。その際には、次のような基本方針に基づいて進める必要がある。

3-1. 高齢者に対するセーフティ・ネットの確保

少子高齢化、就業形態・雇用慣行の変化、ライフスタイルの多様化、不況の長期化等、現行年金制度の維持継続を困難とする社会経済情勢の中、国がその負うべき役割を明確にした上で、透明性の高い、高齢時に於ける最低限度の生活を保障するセーフティ・ネットを備えた新しい制度を提示すべきである。それにより、まず国民の年金制度に対する不信感、および老後の不安感を払拭することが期待できる。

3-2. 個人の自助努力、企業の創意工夫を支援

国による現行公的年金制度運営の限界が明らかになった現在、国民一人ひとりが自己責任原則に基づいて個々に将来設計を行い行動することを可能とし、民間企業の創意工夫が反映される、自由度が高くかつ透明性の高い制度を目指すべきである。すなわち、国は、「自らの努力が報われる」年金制度の構築に向け、税制面での支援、規制の緩和等に注力すべきである。

3-3. 経済構造改革に寄与

経済のグローバル化や情報通信革命が進展する中、わが国経済社会の変化が加速度的に進展しつつあり、労働力のより効率的な活用が要請されているが、現行年金制度には

新産業の創造や労働力の産業間の自由な移動を妨げるような要素が残されている。そこで、各種規制を緩和・撤廃することにより、労働力の効果的な再配分を容易にし、新産業の創造や経済の活性化に寄与することが可能となるような年金制度にすべきである。

4. 公的年金制度改革の方向

4-1. 基礎年金部分の改革

(a) 公的年金機能の明確化

公的年金制度は、ナショナル・ミニマム、すなわち「国民全員に最低限の老後を終身保障する」ことを目的に、報酬比例部分を切り離し、基礎年金部分に特化すべきと考える。現在の公的年金制度は、国民年金対象者の約3分の1が未加入者・未納者・免除者で占められており、既に「国民皆年金」の原則から外れている(資料 5)。「公的年金は、国民全員を対象として老後を保障すべきもの」と考えれば、基礎年金に特化する方向で、抜本的改革に早急に着手すべきである。

(b) 財源方式の変更

基礎年金部分は「国民全体で広く薄く財源を負担する」ことが肝要であり、財政方式は現行の賦課方式を継続することとし、財源については、現行の社会保険料から、間接税(目的税)に移行することを提案する。負担の公平性から見ても、間接税(目的税)は、現行の定額の国民年金保険料に比べ逆進性は緩和されるので適当であり、これにより、国民年金の未納者・未加入者の問題の解決、第2号被保険者の過重な負担感や専業主婦と働く女性との不公平等の払拭にも結びつく。

間接税(目的税)を消費税とした場合、消費税率は5%から8.2%へと3.2%増加すると試算されており(現行の国庫負担3分の1を一般財源とした場合)、一方、国民年金保険料月額13,300円は無料に、厚生年金保険料は現行17.35%が13.05%へと4.3%低下する(資料 6)。

(c) ナショナル・ミニマムの水準

基礎年金がカバーすべきナショナル・ミニマムの水準として、現行の基礎年金の水準（夫婦で13万円）を次の理由により、当面据え置くことを提言する（資料 7）。将来のナショナル・ミニマムの水準については、医療・介護等を含む福祉制度全体を視野に入れて検討すべきと考える。

①現状の日本における高齢者夫婦の基礎的生計費（衣食住＋保険・医療）は、月額約13万円である。

②最低限度の生活を保障するための制度としては生活保護があり、その給付レベルは現在大都市圏では夫婦月額約15万円である。ただし、適用の要件として、原則自動車の保有が認められていないなど厳しい資産条件があるので単純な比較はできない。

③海外との比較で見ると、スウェーデンは夫婦で5.8万円〈基礎年金のみ〉（平均賃金の28%）、イギリスは同6.4万円〈基礎年金のみ〉（平均賃金の35%）となっているが、日本の13万円は平均賃金の35%に相当し、海外とほぼ遜色ないレベルにある（資料 8）。

(d) 受給権取得の要件

10年間の居住で受給資格が発生し、40年間居住で満額受給が可能とする。現行の受給資格は社会保険料の通算25年間拠出が条件となっており、40年間拠出で満額受給が可能になるが、当委員会が提言するように財源を社会保険方式から間接税方式変更するにあたり、受給権発生条件の再考が必要になる。オーストラリア、カナダ、ニュージーランド等、税法式を採用している諸外国の制度を参考にして、年金制度の国際化対応の観点からも、同等の条件とするのが望ましい（資料 9）。

4-2. 報酬比例部分の改革

(a) 積立方式への移行

公的年金から切り離した報酬比例部分（厚生年金基金の代行部分を含む）については、「セーフティネット」や「世代間の扶助」の役割を基礎年金部分に委ねることによって、「自助努力による給付」に特化すべきと考える。そのためには、財政方式を、現行の修正積立方式

(事実上の賦課方式)から、完全積立方式に移行し、将来的には、私的年金に一体化することが適当と考える。

現行の公的年金は、事実上の賦課方式であるが、その年金収益率は賃金上昇率と現役世代の増加率(人口成長率)の和であるため、少子高齢化の影響を極めて受けやすい。これに対し、積立方式の年金収益率は市場収益率(利子率)であり、人口変動によるリスクを回避できる。他のメリットとしては、積立方式の導入により、個々人の自主的な運用対象の選択が可能となり、受益と負担の関係が明確になる等が挙げられる。積立方式のデメリットとしては、インフレに弱い、移行期に「二重の負担」が発生する等が挙げられているが、前者については、インフレ連動債等の発行によりある程度対応が可能であり、後者については、隠れた債務(積立不足)が顕在化するにすぎない。これ以上問題の先送りが許されない状況下において、果断な改革が必要である(資料 10)。

(b) 民営化への移行

公的年金制度の枠組みを維持したまま完全積立方式に移行すれば、国が巨大な機関投資家となり、金融資本市場の効率化、コーポレート・ガバナンス等の点で問題が生ずる懸念がある。完全積立方式への移行は、民営化と表裏一体で実施すべきである。

民営化のメリットとしては、①運営・運用主体が民間となることにより、公的部門肥大化の回避、市場規律下の競争による運営の効率化と運用収益の拡大、②住宅金融等、超長期資金調達ニーズに対する、民間サイドからの対応可能化等が挙げられる。一方デメリットとしては、①個々人の近視眼的行動からの元本割れ等による老後保障の失敗、②中小企業労働者が制度対象外となる可能性、③公的年金による一元管理に比べ、規模の経済が働かなくなることによるコストアップ、④財政投融资等の政策金融の財源不足等が挙げられるが、基礎年金をセーフティネットとし、競争原理によるコスト低減を追求することによって解決を図るとともに、「小さな政府」づくりの一環としても、民営化を進めることが必要と考える。

移行に際しては、特定の世代に過重の負担をかけないことを大前提とし、経済戦略会議の提言の如く長期間をかけて民営化を段階的に実行すべきである。その解決案として、数十年かけて賦課方式から積立方式へ移行するものとし、その間、賦課方式による年金保険料を毎年徐々に削減し、同時に、その保険料削減分を自己積立に回すことによって、「二重の負担」を一挙に顕在化させることなく積立方式への移行を達成することが可能となる

(資料11)。すなわち、この移行期間中は報酬比例部分の公的年金が徐々に縮小し、積立方式による私的年金が徐々に拡大することになる。

「二重の負担」を軽減するためには、積立金の活用や財政支援等の他、積立不足自体の圧縮が必要であり、この点では、昨年9月に当委員会で提案した「賃金スライドの廃止」、「在職老齢年金の適用拡大」、「年俸に対する保険料率設定」等、現行制度の下でも実現可能な積立不足の削減案は「年金改革案大綱」でも採用されており、具体化が前進していると考ええるが、積立方式・民営化への移行を前提としたより一層の国民的議論が望まれる。

5. 私的年金制度改革の方向

老後の生活資金という年金の基本的性格上、確定した給付が得られる確定給付型年金の長所は大きい。しかしながら、確定給付型年金はその性格上、制度を維持するスポンサー(企業)の存在が不可欠であるが、経済環境の変化により長期にわたり確固たる企業の財力を当てにすることが難しくなっている。このため、企業にとって将来の追加負担リスクを回避できると共に、雇用流動化に伴う年金のポータビリティも確保しうる確定拠出型年金の導入が必要である。また、年金受給者の立場からも、将来の給付を確保するために、私的年金制度をより柔軟でより充実したものに改革することが求められている。

5-1. 私的年金制度を取り巻く環境変化

少子高齢化の加速度的進展、雇用・賃金形態の変化、ライフスタイルの多様化に加え、高度経済成長の終焉、グローバル経済化等の環境変化が、倒産リスクの上昇、企業収益の低下等を通して、雇用の流動化圧力を高めつつある。また、国際会計基準(IAS)を踏まえた、年金を中心とする「退職給付会計」の採用により、企業年金の財政状況がより直接的に財務諸表に反映され、情報開示の透明性が向上する一方、ほとんどの企業は運用利回りの低下に伴う利差損に加え、新会計基準による未積立分を有することになるため、追加拠出を義務づけられ、企業収益・キャッシュフローの大きな圧迫要因となる。このような環境変化に対し、現行の確定給付型年金のみではもはや対応しきれないと考えられることから、企業としても、確定拠出型年金の導入や上記積立不足の早期解消等、適切な対応を講ずる必要がある。

5-2. 確定拠出型年金の導入

老後保障の上乗せ部分については、私的年金に役割を委ね、自らの保障は自らが積み立てる仕組みを基本とすべきであり、そのためには確定拠出型年金を導入して選択肢の拡大を図ることが急務である。

また、雇用流動化の圧力が高まる中で、確定拠出型年金資産のポータビリティを確保するために、「個人勘定」の創設が重要である。その実効性を確保する観点から、掛金は基本的に所得控除の対象とし、運用時についても非課税扱いとすべきである(資料12)。

さらに、退職一時金(退職給与引当金)、既存の企業年金(厚生年金基金、適格退職年金)から確定拠出型企業年金への移行、及び厚生年金基金から適格退職年金等制度間の移行については、非課税とする措置も必要である。

ただし、確定給付型、確定拠出型ともにメリット・デメリットがあり、アメリカでも確定拠出型資産が確定給付型資産を上回ったのはごく最近のことである。確定拠出型企業年金の選択・併用の判断は各企業の事情・歴史等を慎重に勘案し、労使間の協議によるべきである(資料13)。また、確定拠出型年金を導入する際には投資に関する従業員教育が重要であり、投資プラン毎のリスク・リターン等について十分に説明することが必要と考える。

5-3. 「日本版エリサ法(企業年金の基本法)」の制定

今後も個人年金と並んで企業年金が重要な役割を担うものであり、企業は年金を中心とする従業員の福祉制度の公平性(加入資格、受給権付与要件等)と年金財政の健全性確保のため引き続き努力する必要があると考える。「エリサ法(従業員退職所得保障法)」は米国で制定された最も包括的な従業員の退職所得を保障する法律であり、日本においても企業年金加入者の受給権保護のため、早急に「日本版エリサ法」を制定し、制度整備を図る必要がある(資料14)。

(a) 情報開示

労使合意の下、自由な制度設計を可能とし、企業と従業員各々の自己責任により年金制度の健全な運営をするためには、企業年金の財政状況、年金資産の運用方針・状況等の情報を、できる限り労使で共有化するのが望ましい。

(b) 財政検証

受給権保護のため、合理的な最低積立基準等を設定し、十分な積立がなされているか不断に財政検証を行う必要がある。

(c) 外部拠出制度

企業倒産リスクに対して、受給権を確保するため、年金資産の外部拠出を義務づける法律制度整備が必要である。

(d) 受託者責任

企業、年金資金の運用受託機関、制度加入者のデータ管理、数理計算等を実施する制度管理受託機関等の受託者責任の内容・範囲や免責事項については、明確に規定することが必要である。

(e) 支払保証制度

自己責任原則に基づき運営される私的年金制度に、強制的加入を求める支払保証制度は、健全な制度運営をしている企業やその従業員にとり過度の負担となる他、制度悪用(モラルハザード)・不必要な所得移転を惹起する虞もあり、「自助努力」の観点から不要ではないかと考える。

(f) その他

米国「エリサ法」では、加入者拠出分は直ちに受給権が発生し、雇用主拠出分についても短期間で受給権の発生を義務づけている(5年勤続で100%、あるいは3年勤続20%で以降1年勤続毎に20%アップし7年勤続で100%)。日本では終身雇用を前提としてきたため十数年勤続後に初めて受給権が発生する制度が多いが、ポータブルな年金とするためには確定拠出型年金について短期間で受給権を付与することが必要と考える(資料 15)。

5-4. 保有株式の活用による積立不足補填

近年、わが国においても、グローバルスタンダードへの整合等の観点から、企業会計基準

の見直しが進められているが、中でも前述の通り、国際会計基準(IAS)を踏まえた退職給付会計の新基準への移行は、企業の利益・財務に大きな影響を与えると予想される。現在、発生ベース(新基準)によるわが国企業の企業年金の積立不足額は100兆円(東証1部上場企業1,332社を対象としたゴールドマンサックス証券の調査では、98年3月末で約81兆円)に達するとも言われている。従って、新会計基準の導入に伴って顕在化するこのような積立不足の解消が喫緊の課題であり、確定拠出型年金の導入と共に、保有株式を年金資産として活用しうる制度の導入が重要と考えられる。この方式は、株式売却によって現金を拠出する方法にくらべ、資本市場での売却を行うことなく未積立部分を補填できることから、低迷が続く資本市場への影響を小さくするという観点からも極めて有効な手法と思われる。具体的には、①基金に直接株式を拠出する方式と、②受給者(従業員)を受益権者とし、信託銀行を受託者とする「信託方式」が現実的と思われる。具体的な契約内容に関しては、実務的にいくつかの問題について関係者の合意形成が必要であるものの、企業年金の積立不足を解消するための、当面とりうる有効な施策として、その早期導入に向けた議論が望まれる(資料16)。

5-5. 統一的税制の確立

(a) 共通税制の設定

共通税制を設定し、企業年金の給付形態(終身・有期・一時金)、基本設計(確定給付、確定拠出)等の差異による税制上の取扱差異(特別法人税等)は撤廃する必要がある(資料17)。

(b) 拠出・積立時非課税、受給時課税に統一

給付形態、基本設計等にかかわらず、拠出・積立時(運用益、積立金共)は非課税、受給時課税に、税制を統一すべきである。

(c) 世代間の公平性確保

高齢世代は現在「公的年金等控除」、「老年者控除」、「少額貯蓄利子非課税措置」等により現役世代に比べ税制面で優遇を受けている。高額所得者は、引退世代であっても現役

世代と同様に納税する必要があるとの観点から「公的年金等控除」は廃止し、総合課税を導入すべきである(資料 18)。

6. その他の課題

6-1. 制度選択における官民不公平回避

高度経済成長の終焉、グローバル経済化等の環境変化が、企業収益への圧迫等、倒産リスク上昇をもたらし、民間において、確定給付型年金では、企業の年金資産管理受託者として安定性が問題になり、個人の自己責任による確定拠出型年金への移行圧力が高まりつつあるなか、公務員が確定給付型年金制度を継続した場合、公務員志向、過度の安定志向を助長し、官の肥大をもたらし、結果として国の活力を削ぐ可能性があり、官民間の不公平をもたらさないような制度間の調整を行う必要があると考える。

6-2. 他社会保障制度との整合性

年金・医療・介護等の分野で、「保険原理」を除いた、世代間の相互扶助を前提とする「福祉原理」に該当する部分については、これら3分野等の制度間調整が必要である。たとえば、老人医療で入院中も年金が併給される等の未整備部分の調整を進めることは、社会保障の効率性・公平性の向上に資すると考える(資料 19)。今後、個々の分野での専門的検討だけではなく、福祉制度全体を横断的に見た、あるべきナショナル・ミニマムについて本格的な検討を進めるべきと考える。

6-3. 国民的合意の確保

年金制度改革を実施するためには、追加的負担当事者である現役世代の合意が必要である。そのためには、制度改革に関する情報を徹底的に開示するとともに、社会保障や財政改革も含んだ長期的・総合的なビジョンを持ち、客観的な比較検討を国民が行えるような定量的な複数の改革案を国民に提示することが、是非とも必要であると考え。

7. おわりにー活力ある豊かな社会の実現に向けてー

当委員会は、社会保障制度における国の役割を縮小し、国民に対してナショナル・ミニマムを提供するにとどめ、その他の役割を民間に委譲することによって経済的効率を追求すること、国民は国を頼らず自らの努力と自己責任によって豊かな生活を求めること、そのために障害となる規制を撤廃し個々人の選択肢を広げることによって、新たな産業の誕生を支援すること、を基本的に提案している。

こうした改革が進めば、商品の自由な設計、資金の運用が可能となり、税制の見直しを併せて行うことにより、確定拠出型年金や複合型保険などサービスメニューが拡大されよう。それに従って、膨大な数の個人口座が創設され、年金運用コンサルティングなど関連ビジネス市場や、インターネット等の情報通信産業との連携による新たなサービス市場の創出を促進することになる。また、国際会計基準の導入による年金会計の発生主義・時価評価主義等の採用は、年金財政をより明確に財務諸表に反映することにより、企業に自己変革・体力強化を迫ると共に、企業業績の透明性を高め、資本市場に対する信頼度を高めることに繋がる。さらに、多額の年金資産の民間運用が株式市場をはじめとした金融市場を活性化させ、ベンチャービジネスの輩出を支援することも期待できる。

一方、高齢者の増加に対応し、働ける人が気持ちよく働ける社会を実現するために、高齢者の再教育を含めた雇用機会の拡大に社会全体で取り組む必要があると考える。高齢者の社会参加の増加により、高齢者自身を対象とした新たな産業も芽生えることが期待できる。

年金改革について、解決しなければならない課題が多いが、本提言が迅速かつ着実に実行されれば、現在の不安感・不透明感は払拭され、21世紀に向けて明るい展望が開けてくるものと確信する。

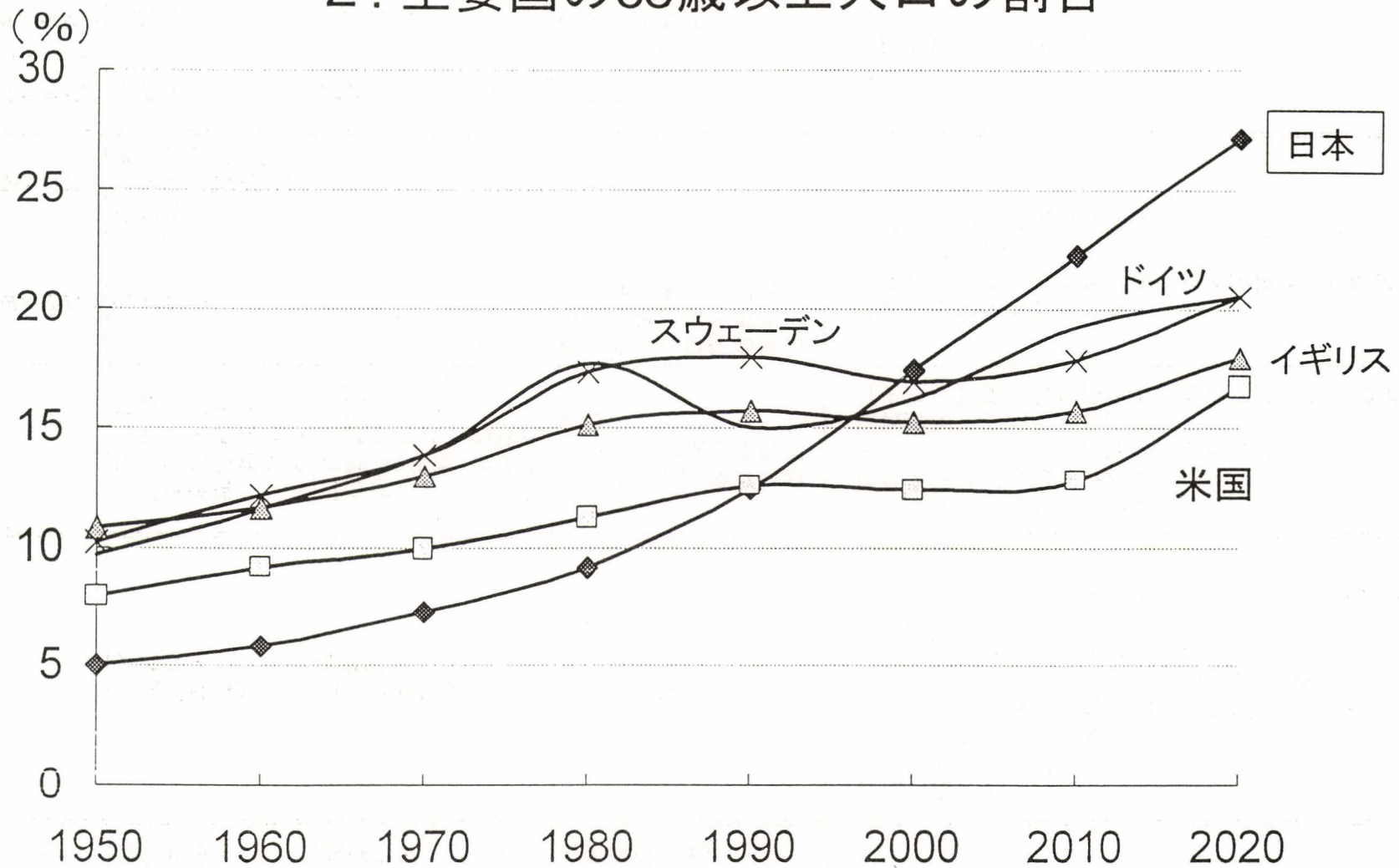
以 上

1. 公的年金制度改革に関する各団体の提言比較

		官民分担	公的年金の財政方式	公的年金の徴収方法	そ の 他
現行制度	—	公的年金	賦課方式	社会保険方式	—
厚生省案 (年金改革案大綱) ＜平11.2＞	—	【現状維持】 公的年金	【現状維持】 賦課方式	【現状維持】 社会保険方式	【保険料据置】 【給付抑制】 ・報酬比例部分5%削減(1999～) ・" 支給開始年齢引き下げ (60歳から段階的に65歳へ、2013～2025) ・在職老齢年金を60歳代後半へ引き上げ 【その他】 ・基礎年金の国庫負担率(現行1/3)を1/2へ引上げ
年金審議会 意見書 ＜平10.10＞	—	【現行維持】 現行の二階建ての 公的年金の仕組み を維持すべき。	【先送り】 次期(99年度)改正で は積立方式への移行 は困難。	【先送り】 税方式への転換は財源 と併せて慎重な検討が 必要。	・給付水準引下げやむを得ず。 ・賃金スライドは当面行わず。 ・在職老齢年金を60歳代後半へ引き上げ。 ・総報酬制を採用すべき。 ・【先送り】第3号被保険者の負担次期見直しは困難。
経済戦略会議 最終報告 ＜平11.2＞	基礎年金部分	公的年金	—	税方式(21世紀の早い 時点で税比率を高め、 将来は税方式へ移行す る)	・確定拠出型を早急にスタート。 ・企業年金については特別法人税適用停止(2年間の時限 措置)を恒久化。 ・事業主拠出の損金算入枠を大幅に拡大。
	報酬比例部分	民営化 (30年後の完全民 営化を目指す)	—	社会保険方式	
関西経済同友会 ＜平10.9＞	基礎年金部分	公的年金	賦課方式	税方式(間接税)	・賃金スライド停止 ・在職老齢年金を60歳代後半へ引上げ
	報酬比例部分	民営化	積立方式	社会保険方式	

＜ ＞内は発表年月

2. 主要国の65歳以上人口の割合

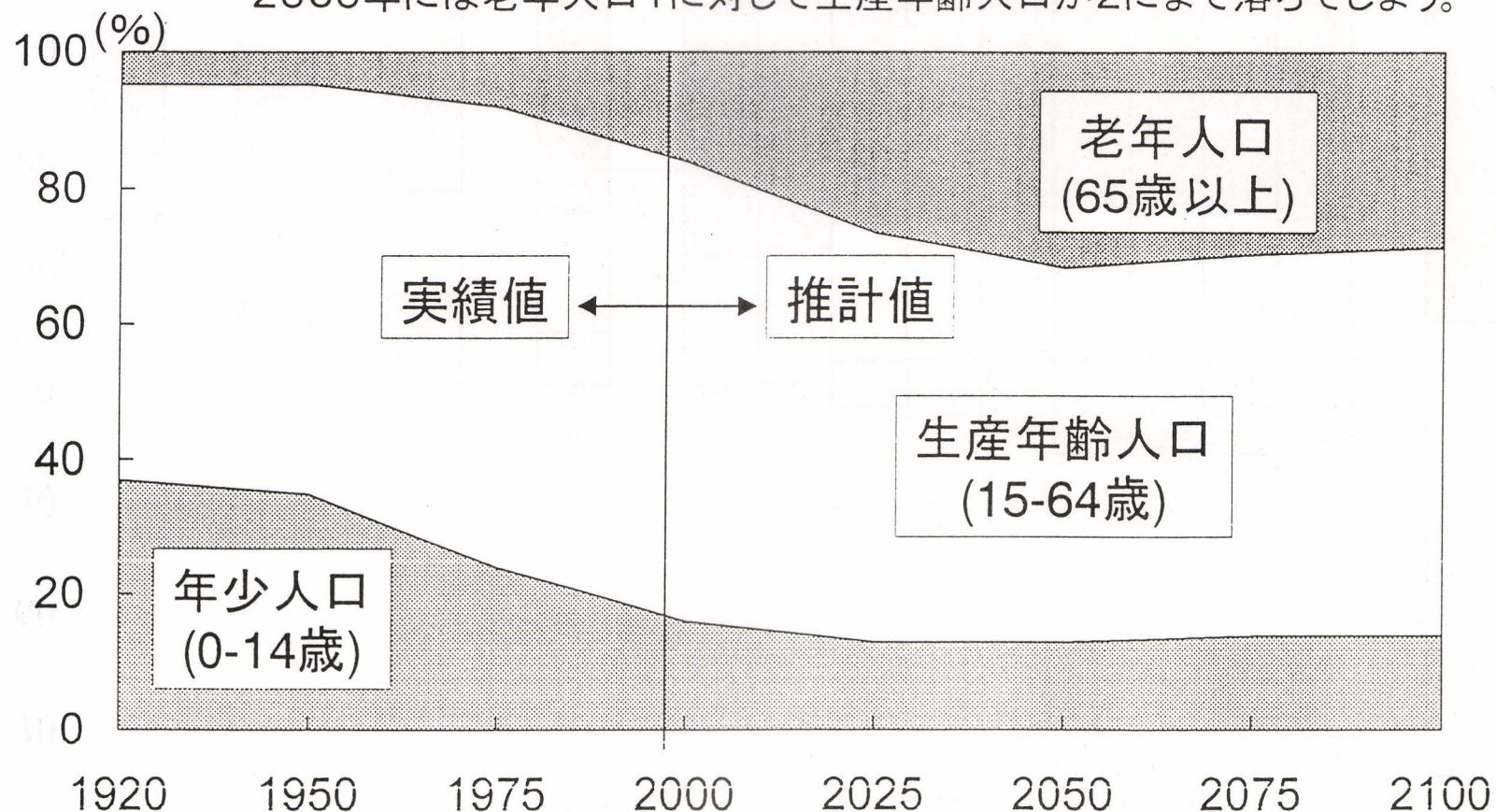


(資料:総務庁「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成9年推計)」)

(出典:日本総合研究所)

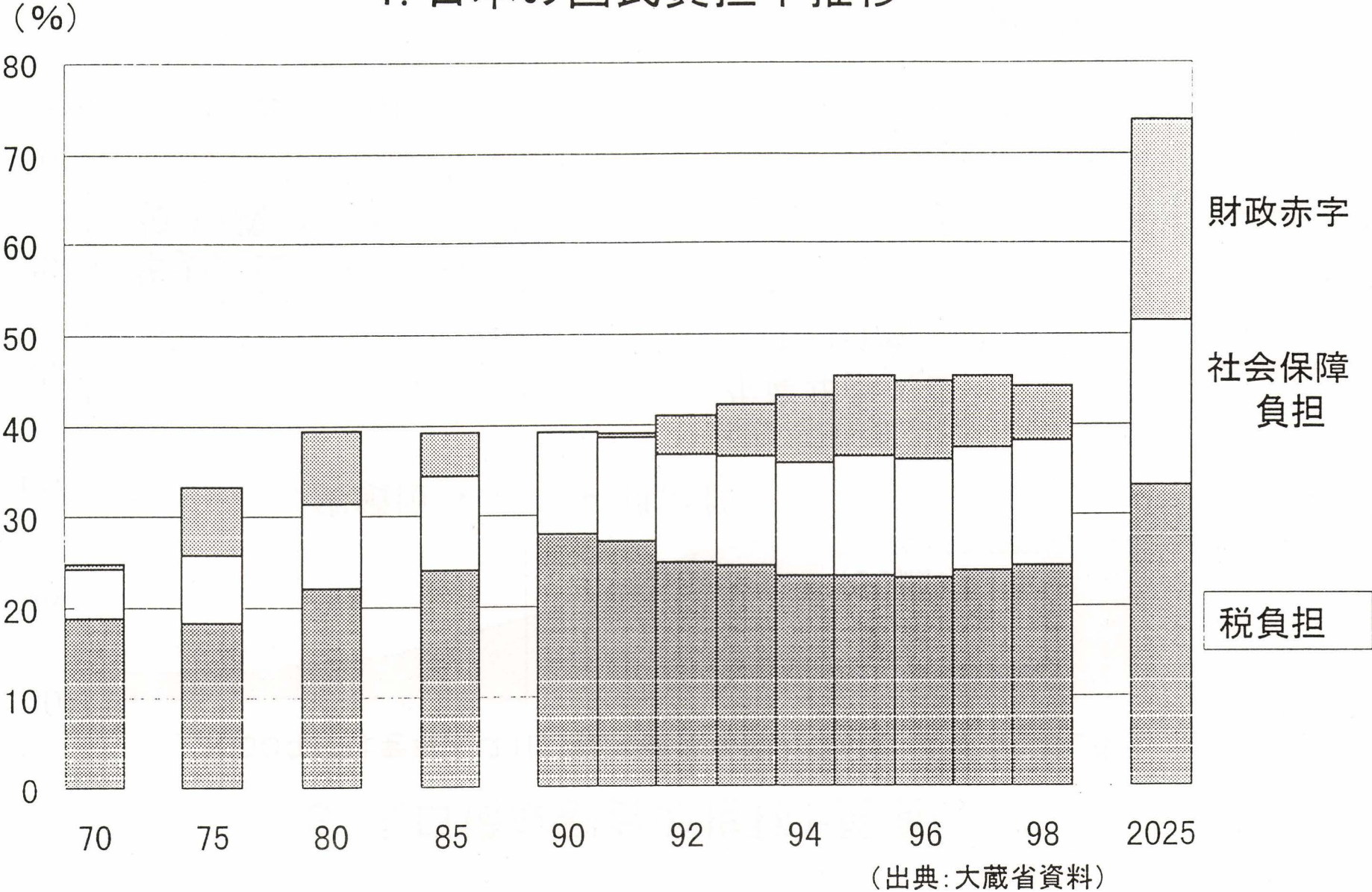
3. 人口構成割合の推移と見通し

2050年には老年人口1に対して生産年齢人口が2にまで落ちてしまう。



(出典: 年金審議会資料)

4. 日本の国民負担率推移



5. 未納、未加入等の状況

未加入者 158万人	未納者 172万人	免除者 334万人	保険料納付者 1430万人	
			第1号被保険者	
自営業者等 1936万人 (第1号被保険者)	専業主婦 1202万人 (第3号被保険者)	民間サラリーマン		公務員等
		3882万人 (第2号被保険者)		
7020万人				

(出典：平成9年度版年金白書、加入者数は1997年3月末現在)

6. 税方式導入について

消費税方式を導入した場合の負担は以下の通り試算されている。

	現行	消費税方式導入後
消費税率	5 %	現行国庫負担分は一般財源を充当する場合 8. 2 % (3.2%増) (*1)
国民年金保険料	月額 13,300円	月額 0円
厚生年金保険料率	17.35%	13.05% (4.3%減)

(*1) ピーク時（2025年）には消費税率の引上げ幅は6.1%。

【消費税率・厚生年金保険料の試算の前提】

- ①基礎年金拠出金の社会保険料負担を消費税負担とした場合の試算（過去の未納・未加入分は不支給。平成10年度予算値）。
- ②厚生年金保険料率の変化については、厚生年金が負担している基礎年金拠出金が消費税に置き換わったものとして試算（過去の未納・未加入分は不支給。平成10年度予算値）。
- ③消費税収入は1%あたり2.7兆円として計算している。

（出典：年金審議会資料）

7. ナショナル・ミニマム議論のための資料

1. 現行基礎年金及び生活保護水準

- (1) 基礎年金: 月額 130,000円(モデル世帯、夫婦2人各々65,000円)
 (2) 生活保護: 月額 115,552～174,859円(老人2人世帯、72歳男、67歳女)。
 ただし保有資産等に制限があり、年金額と同一には論じられない。

2. 高齢者世帯の収入、消費支出等の状況

(月額: 円)

	高齢者世帯		(参考)現役世帯	
年間収入	3,822,000		5,976,000	
貯蓄現在高	20,987,000		6,436,000	
負債現在高	675,000		5,096,000	
	支出金額	累計	支出金額	累計
食料	61,049	61,049	74,367	74,367
住居	19,615	80,664	27,957	102,324
光熱水道	14,684	95,348	16,230	118,554
家具家事用品	10,365	105,713	10,572	129,126
被覆履物	10,796	116,509	17,198	146,324
保険医療	12,333	128,842	10,237	156,561
交通通信	21,227	150,069	35,655	192,216
教育	9	150,078	13,827	206,043
教養娯楽	27,900	177,978	31,838	237,881
交際費その他	59,628	237,606	53,475	291,356

(資料: 総務庁「平成6年全国消費実態調査」)
 (出典: 平成9年度版年金白書)

8. 諸外国の年金制度

国 名	スウェーデン	イギリス	日本(厚生年金)
①老齢(退職) 平均年金額 (月額)	[1993年1月] 基礎年金 単身 35, 700円 (2, 697クローナ) ①夫婦 58, 400円 (4, 411クローナ)	[1993年9月] 基礎年金 単身 37, 800円 (242ポンド) ①夫婦 63, 800円 (408ポンド)	[1994年3月] 基礎年金 ①130, 000円
②平均賃金月額 (製造業1993年)	②211, 470円 (15, 960クローナ)	②181, 300円 (1, 159ポンド)	②371, 400円
①／②	28%	35%	35%
為替レート	1クローナ=13. 25円	1ポンド=156. 43円	—

(出典:平成9年度版年金白書)

9. 諸外国の基礎年金制度

国	仕組み	財源	受給資格
オーストラリア	税方式	政府が全額負担	男65歳、女60歳 10年間の居住
カナダ	税方式	政府が全額負担	65歳、10年間の居住 40年間居住で満額年金
デンマーク	税方式	政府が全額負担	67歳、40年間居住で満額年金
フィンランド	*	被保険者、事業主、政府が負担	65歳、10年間の居住 40年間居住で満額年金
アイスランド	*	事業主、政府が負担	67歳、3年間の居住 40年間居住で満額年金
オランダ	社会保険方式	基本的に被保険者と政府が負担	65歳、15～64歳まで毎年拠出で満額年金
ノルウェー	*	被保険者、事業主が負担 政府は赤字分を補填	67歳、3年間の居住 40年間居住で満額年金
ニュージーランド	税方式	政府が全額負担	62歳、10年間の居住
スウェーデン	*	被保険者、事業主、政府が負担	65歳、3年間の居住 40年間居住で満額年金
イギリス	社会保険方式	被保険者、事業主が負担	男65歳、女60歳 一定期間の保険料拠出
日本	社会保険方式	被保険者、事業主、政府が負担	65歳、25年間の拠出 40年間拠出で満額年金

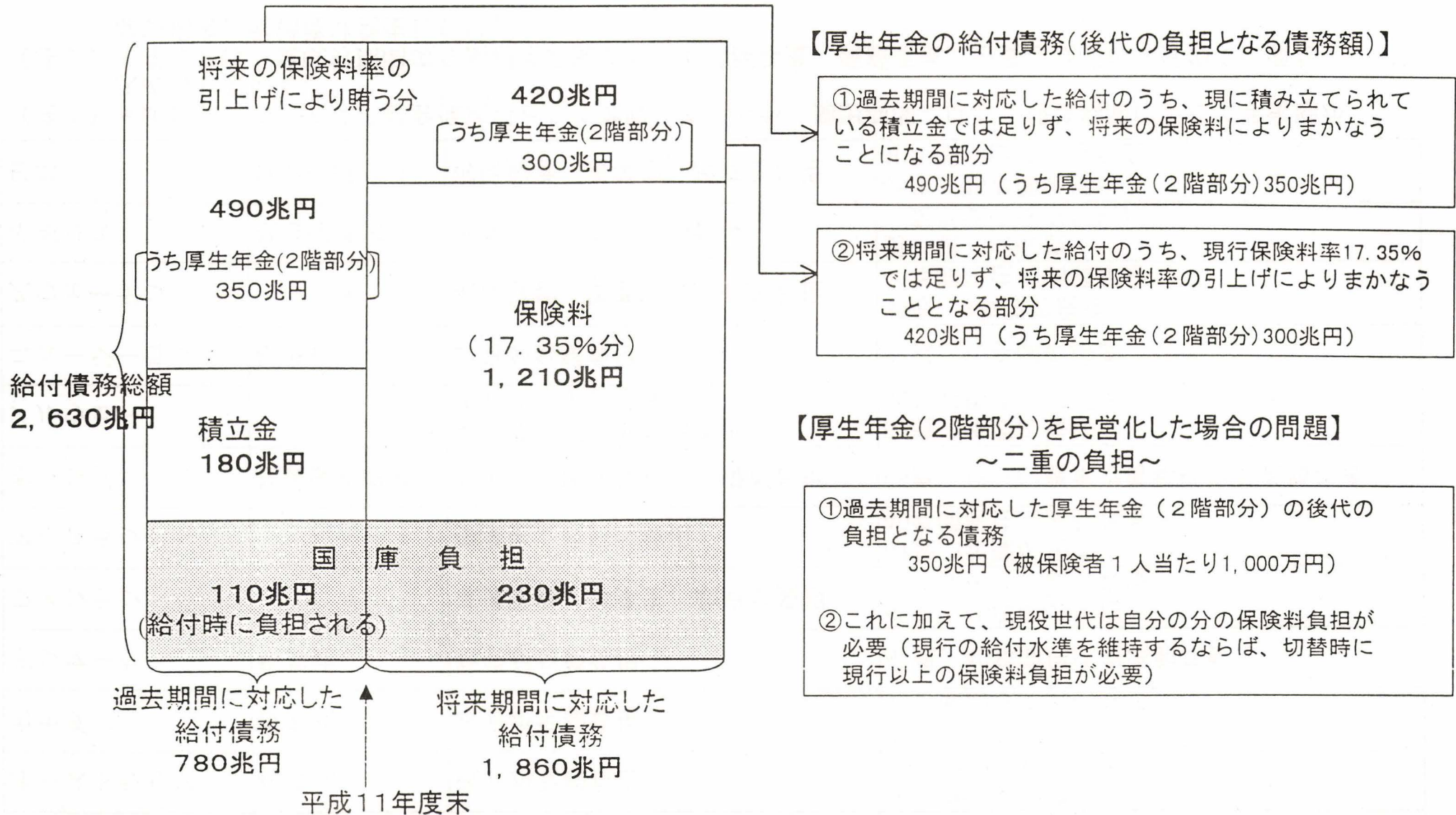
(注1) *印の国については、社会保険料として徴収しているが、拠出期間ではなく居住期間によって年金額が決められている。

(注2) イギリスは、全就労期間の9割程度の拠出期間で満額年金。満額年金に必要な期間の4分の1に満たない場合、受給権は発生しない。

(資料：米国社会保険庁「Social Security Programs Throughout the World-1995」に基づき作成)

(出典：年金審議会資料)

10. 積立不足と二重負担

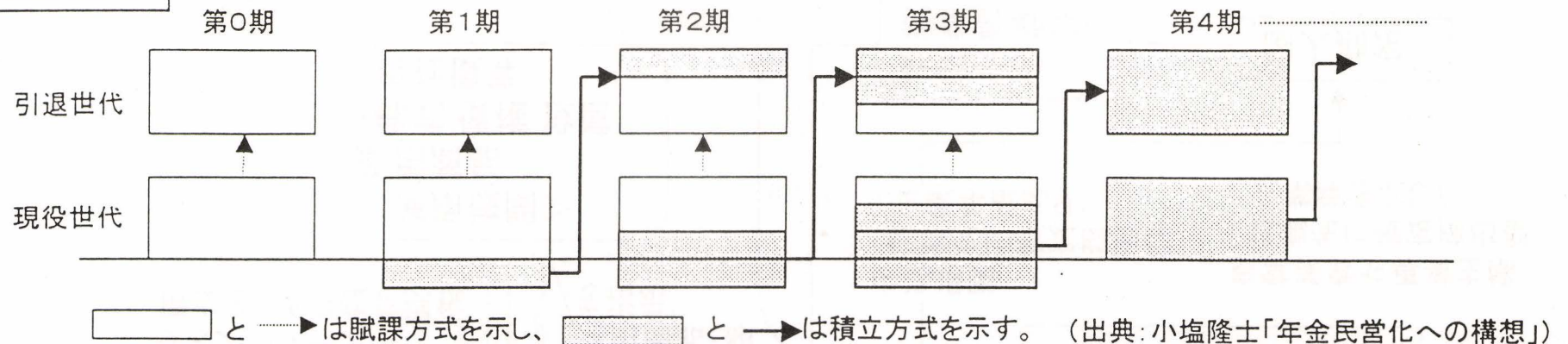


(注) 新人口推計に対応した粗い試算。前提は標準報酬上昇率4.0%、消費者物価上昇率2.0%、運用利回り5.5%。

(出典: 平成9年度版年金白書)

11. 報酬比例部分の民営化

I. 段階的民営化



● 経済戦略会議

- ・公的関与を段階的に縮小 → 30年後に完全民営化を目指す。
- ・二重の負担は、現行積立金の活用と財政面の措置で緩和。

● チリの公的年金民営化

- ・既存の受給者 = 旧制度(公的年金)に残留 : 制度を小さくすることで将来の給付削減回避。
- ・現在の現役層 = 旧制度と新制度(民間)の選択 : 新制度選択者には旧制度拠出分を国債で交付。
- ・今後の現役層 = 新制度のみ。

→ 既存の受給者と旧制度を選択した現役層がいなくなった時点で公的年金は終了。

II. 即時民営化

● 21世紀政策研究所

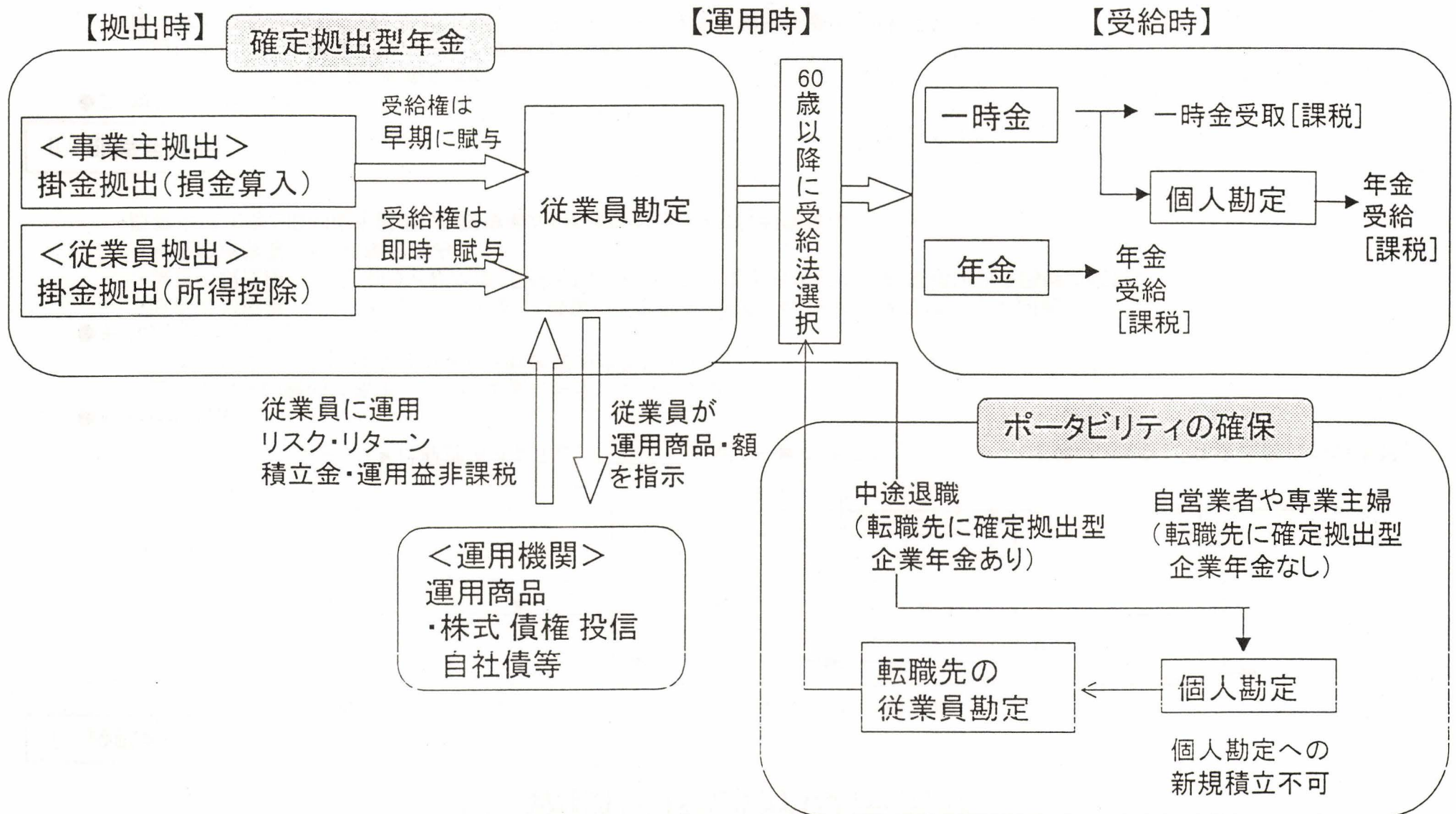
- ・引退世代 = 現行通り年金を支給。
- ・現役世代 = これまで積み立てた保険料を分配。

▽ 厚生年金制度は国が設計・運営(国民に将来の給付を確約して拠出を受け、それを財源に給付)。

→ 国が責任をもってファイナンスする義務あり。

交付国債(60歳到達時点で現金化可)、永久国債、財政(消費税)

12. 確定拠出型年金の基本的枠組み



(出典: 経済団体連合会「確定拠出型企業年金制度の導入を求める」)

13. 確定給付型と確定拠出型のメリット・デメリット

	項目	確定給付型	確定拠出型
従業員から見て	給付額 ポータビリティ 運用リスク 投資選択 従業員別勘定	給付時の給付額が確定 ポータビリティの付与が困難 運用リスクを負わない 投資規模が大きくリスク分散しやすい 従業員ごとの年金原資が明確でない	退職時の積立額は不確定 ポータビリティの付与が容易 運用リスクを負う 投資規模が小さくリスク分散がしにくい 従業員が運用方法や資産構成を選択可能 従業員ごとの年金資産が資産残高として容易に把握可能
企業から見て	勤続インセンティブ 後発債務 会計上の扱い 制度維持コスト 従業員教育	従業員を企業に定着させるインセンティブとなる 掛け金の追加拠出の可能性がある 会計上確定給付債務と認識される 相対的に高い 数理計算や煩雑な報告義務が必要 必要なし	掛け金の追加拠出義務が生じない 会計上確定給付債務と認識されない 相対的に安い 数理計算や煩雑な報告義務が必要ない 必要

(資料：長銀総研「総研83(98年3月)」)

(出典：21世紀政策研究所 シンポジウム「内需喚起への4つの緊急提言—日本経済の再生をめざして」記録)

14. 米国エリサ法成立の背景と日本の現状

米国

70年代前半のオイルショック
を契機とする株価暴落

年金資産の増大と制度の不備

〔年金財政の健全性を維持するための
義務を企業に課さず〕

- 企業倒産の増加
- 多数の企業が積立不足に陥る
- 企業年金の危機

1974年、米国エリサ法成立
受給権保護を目的として全ての
企業年金を包括的に規定

1985年、年金会計(FAS87)導入

日本

1990年代以降バブル経済崩壊による
運用低迷

厚生年金・適格年金等複数制度の林立
制度間の不整合

2000年国際会計基準の導入

- 企業倒産の増加
- 膨大な積立不足の発生予測
- 企業年金の危機

日本版エリサ法(企業年金基本法)
の制定急務

15. エリサ法（企業年金の基本法：ERISA=Employee Retirement Income Security Act）

- 従業員福祉制度の公平性と財政の健全性を確保するための最低条件を規定
- 1974年に制定された包括的な従業員福祉に関する法律

①受託者の行為基準

●忠実義務

受託者を定義付け、制度加入者と受益者の利益のためにのみ行動することを規定

●prudent man rule （慎重管理原則）

専門能力を持ち、事業に精通した人が、事業の遂行において発揮するであろう注意、技能、慎重さ、勤勉さをもって行動することを規定

（日本の場合）

②受給権の付与

●加入者拠出分

即受給権発生

●雇用者拠出分

最低次のどちらかの条件で付与

(a) 5年後に100%受給権を付与

(b) 勤続3年後に20%を付与し、その後1年ごとに20%加算し、7年勤続後に100%受給権を付与

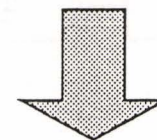
（早期付与は一般的でない）

③年金制度消滅保険

●年金給付保証公社

P B G C（=Pension Benefit Guarantee Corporation）が、年金

制度が約定の給付を支払うのに十分な資産のないまま消滅した場合にその給付を保証

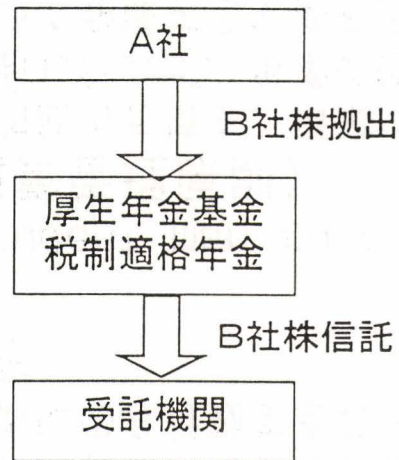


雇用主は、P B G Cに保険料を払い込み、運用破産の場合に備える

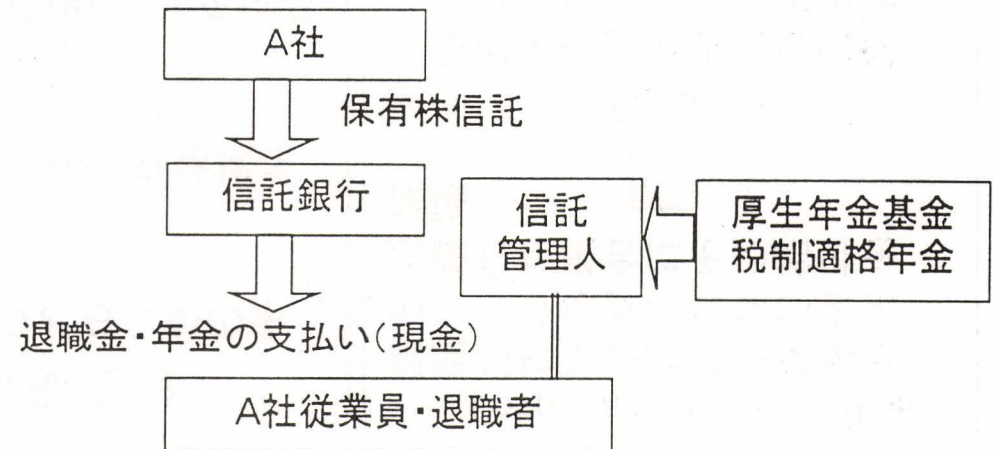
（厚生年金基金で実施）

16. 企業の保有株式を利用した積立不足解消対

株式直入方式



信託設定方式



株式直入方式	信託設定方式
・ 基金は必要に応じて株式を処分できる。	・ 企業は株式の議決権行使や処分に関する指図権を留保する（但し株価下落時は企業に補填義務あり）。

信託株式が年金資産として認められる要件

1. 退職給付金以外の用途に使用しない。
2. 倒産時に債権者から遮断されている。
3. 積立超過分を除き委託者への返還禁止。

17. 年金種類別の税務上の取扱い

	適格年金制度	厚生年金基金制度	個人年金制度
【拠出時】 会社拠出金	経費として損金算入	経費として損金算入	—
従業員掛金	従業員負担のある会社少ない 生命保険料控除を適用 (控除限度額 5万円)	社会保険料控除を適用	生命保険料控除を適用 (個人年金保険料 控除限度額 5万円)
【資産課税】	特別法人課税 約1%	原則非課税	原則非課税
【受給時】	退職年金：雑所得として課税 課税所得＝年金給付額 －公的年金等控除額 －配偶者控除 －基礎控除	雑所得として課税 課税所得＝年金給付額 －公的年金等控除額 －配偶者控除 －基礎控除	雑所得として課税 課税所得＝年金給付額 －(年金年額 ×支払保険料総額 ÷年金総額)

18. 現役サラリーマンA氏と退職者B氏の課税状況

(東京ファイナンシャルプランナーズ試算、単位円、▲は控除額)

――A氏(30)の場合――		――B氏(65)の場合――			
給与収入	4,000,000	<夫>		<妻>	
給与所得控除	▲ 1,340,000	年金(基礎・厚生年金) 収入	2,680,400	(基礎・厚生振替 加算)	975,300
社会保険料	▲ 423,036	公的年金等控除	▲ 1,420,100		▲ 1,400,000
配偶者(特別)控除	▲ 760,000	雑所得(年金以外)	344,300		－
基礎控除	▲ 380,000	社会保険料	▲ 105,000		－
課税所得	1,096,000	老年者控除	▲ 500,000		－
		配偶者(特別)控除	▲ 760,000		－
所得税	109,600	基礎控除	▲ 380,000		－
住民税	54,800	課税所得	0		0

(出典:「日本経済新聞」1997年4月27日朝刊)

19. 施設入所者に対する費用徴収等の現状

	現行制度		介護保険制度創設後	
	利用者負担	費用負担	利用者負担	費用負担
特別養護 老人ホーム	[費用徴収] 本人の収入等に 応じ負担 (最高24万円) 平均月4.5万円程度	国 1/2 市および福祉事務 所を設置する町村 市町村 1/2 その他の町村 都道府県 1/4 町村 1/4	約4.7万円 1割負担2.4万円 +食事負担	国 2/8 都道府県 1/8 市町村 1/8 介護保険の保険料 4/8
老人保健 施設	[利用料] 施設毎に設定 (最高6.0万円程度) 日常生活費分の 約1.3万円を含む 生活保護者には 一定額の生活扶助	国 4/12 都道府県 1/12 市町村 1/12 医療保険の拠出金 6/12	約5.0万円 1割負担2.7万円 +食事負担	
老人病院	[一部負担] 入院 月約3.0万円 食事負担 月約2.3万円 生活保護対象者には 医療扶助	国 4/12 都道府県 1/12 市町村 1/12 医療保険の拠出金 6/12	約6.1万円 1割負担3.8万円 +食事負担	

(注) 介護保険制度創設後の利用者負担については、平成7(1995)年価格を使用
例えば、老人医療で入院をしている場合でも、年金支給はそのままである。 (出典：平成9年度版年金白書)

経済政策委員会 活動状況

1998. 6. 22 正副委員長会議
経済政策委員会の本年度活動方針について
1998. 7. 31 スタッフ会
公的年金についての論点整理
1998. 8. 5 講演会・常任委員会
「日本の年金制度改革を考える
－現行制度を前提とした5つの選択肢は適切か」
講 師 (株)日本総合研究所 調査部主任研究員 翁 百合氏
1998. 8. 21 スタッフ会
厚生省年金審議会答申に対する意見書案の審議
1998. 9. 2 正副委員長会議
厚生省年金審議会答申に対する意見書案の審議
1998. 9. 11 常任幹事会
「年金制度改革に関する意見書」の審議・了承
1998. 9. 17 記者発表
「年金制度改革に関する意見書」
1998. 9. 24 幹事会
「年金制度改革に関する意見書」の了承
1998. 10. 5 スタッフ会
今後の進め方について
1998. 10. 12 講演会・常任委員会
「年金民営化への構想」
講 師 立命館大学経済学部 助教授 小 塩 隆 士 氏
1998. 11. 20 スタッフ分科会討議
第1分科会：基礎年金について
第2分科会：報酬比例部分について
第3分科会：私的年金について

1998. 11. 27 講演会・常任委員会
「米国の企業年金制度と401(k)プラン」
講 師 フィデリティ投信(株) 副会長 蔵 元 康 雄 氏
1998. 12. 25 スタッフ分科会討議
第1分科会：基礎年金について
第2分科会：報酬比例部分について
第3分科会：私的年金について
1999. 2. 18 正副委員長会議
「年金制度改革に関する提言(案)の審議」
ゲスト (株)大和総合研究所 年金調査部 主席コンサルタント
飛 田 公 治 氏
1999. 3. 2 常任委員会
年金制度改革に関する提言(案)の審議
1999. 3. 18 スタッフ会
年金制度改革に関する提言(案)の審議
1999. 3. 25 常任幹事会、幹事会にて提言(案)を審議

以 上

平成10年度 経済政策委員会 常任委員会名簿

(敬称略)

委員長	伊藤 進一郎	住友電気工業	専務
副委員長	野田 宏 高橋 長逸 柿本 寿明 銭高 一善 塚本 利彰 原 宜二 高林 昌嗣 後藤 洋治 藤原 菊男 田中 英俊 高田 宥	阪急百貨店 住信基礎研究所 日本総合研究所 銭高組 松下電器産業 池田銀行 京阪神不動産 関西電力 島津製作所 三和銀行 さくら銀行	専務 社長 副社長 社長 会長室長 副頭取 特別顧問 取締役 会長 事業調査部部長 常務
常任委員	池田 英信 亀田 雅敏 北原 洋司 木村 啓介 栗田 庄三郎 小林 剛 高橋 達雄 友松 康夫 鳥山 秀貞 西井 雄三 福田 耕作 村田 允	大林組 住友生命保険 日本旅行 関西国際空港 エス・バイ・エルトラスト 富士銀行 日本開発銀行 サントリー エヌ・ティ・ティ・データ ナニワ印刷 松村組 CSK	専務 常任監査役 常務関西営業本部長 副社長 社長 常務(関西駐在) 大阪支店副支店長 監査役 常務関西支社長 会長 社長 相談役
スタッフ	三嶽 新太郎 齊藤 隆文 森川 卓 須田 真 北川 明 荒木 直也 村木 信爾 西村 信幸 中元 慎二 宮本 秀一 梶田 博信 原田 雅男 松尾 佳紀 桜井 中 川瀬 卓 武内 明	住友電気工業 住友電気工業 住友電気工業 住友電気工業 住友電気工業 阪急百貨店 住友信託銀行 日本総合研究所 銭高組 松下電器産業 池田銀行 京阪神不動産 関西電力 島津製作所 三和総合研究所 さくら銀行	取締役 財務部長 人事部労政課長 資材部資材課長 財務部主査 経営政策室副参与 調査部調査役 調査部(大阪)マネジャー兼主席研究員 総務部次長 会長室渉外部長 資金証券部部長 取締役総務部長 経理室財務課長 経営企画室部長 調査部副主任研究員 調査部金融調査課調査役
代表幹事スタッフ	天野 富彰 中村 仁 藏原 潮	日本生命保険 西日本旅客鉄道 西日本旅客鉄道	企画広報部課長 経営企画部次長 経営企画部主席
事務局	萩尾 千里 梅名 義昭	関西経済同友会 関西経済同友会	常任幹事・事務局長 企画調査部副部長

「年金制度改革に関する提言」

1999年3月発行

発 行 者

社団法人 関西経済同友会

常任幹事 萩 尾 千 里
事務局長

大阪市北区中之島6-2-27

電話 (06) 6441-1031

印 刷 所

寺尾印刷 株式会社

大阪市旭区清水1丁目-14-21

